

財団法人 前橋Y M C A寄付行為

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人前橋Y M C Aという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を前橋市国領町1丁目4番地1号におく。

第2章 目 的

(目的)

第3条 この法人は、キリスト教精神にもとづき、群馬県内の青少年の心身の健全な成長をはかり、奉仕の精神を養い、もって民主的社會の発展に寄与するとともに、世界の平和に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一、心身の健全な育成に資する事業
- 二、知性の向上に資する事業
- 三、社会教育に資する事業
- 四、社会奉仕に資する事業
- 五、その他目的を達成するために必要な各種の事業

第3章 資産および会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- 一、別紙財産目録記載の財産
- 二、資産から生ずる果実
- 三、事業に伴う収入
- 四、寄付金および補助金
- 五、その他の収入

(財産の種別)

第6条 この法人の資産を分けて、基本財産および運用財産の2種とする。

2. 基本財産は別紙財産目録のうち、基本財産の部に記載する資産および将来基本財産に編入される資産で構成する。
3. 運用財産は、基本財産以外の資産とする。
4. 寄付金品であって、寄付者の指定あるものは、その指定に従う。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事会の決議にもとづき、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の決議によって確実な有価証券を購入するか、または定額郵便貯金とするか、もしくは

確実な信託銀行に信託するか、あるいは定期預金として理事長が保管する。

(基本財産の処分)

第 8 条 基本財産は、これを処分し、または担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の決議を経、かつ群馬県教育委員会の承認を受けて、その一部に限り処分し、また担保に供することができる。

(経費の支弁)

第 9 条 この法人の事業に要する費用は、資産から生ずる果実および事業に伴う収入等の運用財産をもって支弁する。

(事業計画および予算)

第 10 条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会の決議を経て毎会計年度終了後 2 箇月以内に群馬県教育委員会に届け出なければならない。事業計画および収支予算を変更した場合も同様とする。

(事業報告および決算)

第 11 条 この法人の収支決算は理事長が作成し、財産目録および事業報告書ならびに財産増減事由書とともに、監事の意見をつけ、理事会の承認を受け、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に群馬県教育委員会に報告しなければならない。

2. この法人の収支決算に剰余金のあるときは、理事会の決議を経て、その一部もしくは全部を基本財産に編入するか、または翌年度に繰越すことができる。

(借入金等)

第 12 条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の決議を経、かつ群馬県教育委員会の承認を受けなければならない。借入金(その会計年度の収入をもって、償還する一時借入金を除く)についても同様とする。

(会計年度)

第 13 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 4 章 役員・常議員および職員

(役員)

第 14 条 この法人には、次の役員をおく。

理事 5 名以上 10 名以内(うち理事長、副理事長および常務理事各 1 名)

監事 2 名

(役員を選任)

第 15 条 理事および監事は、常議員会で常議員中からこれを選任する。

ただし、総主事の職位にあるものは、その在職中理事とする。

2. 理事長及び副理事長は理事の互選によってこれを定め、常務理事は総主事の職位にあるものをもって充てる。

3. 理事は監事を兼ねることはできない。

(理事長、副理事長および常務理事の職務)

第 16 条 理事長は、この法人の業務を統理し、この法人を代表する。

2. 理事長に事故があるときまたは欠けたときは、副理事長がその職務を代行する。

3. 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の決議にもとづき日常の業務を処理する。

(理事の職務)

第17条 理事は、理事会を組織し、この法人の業務を決議し執行する。

(監事の職務)

第18条 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員の任期)

第19条 この法人の役員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

2. 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3. 役員は、その任期満了後または辞任後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

4. 役員に役員としてふさわしくない行為があったときは、その任期中であっても理事会の決議において、理事の4分の3以上の同意により、常議員会の承認を経て、これを解任することができる。

(常議員)

第20条 本会には、常議員15名以上20名以内をおく。

2. 常議員は理事会の承認を経て、理事長がこれを任命する。ただし、総主事の職にあるものは、その在職中常議員となる。常議員の資格は別に定める。

3. 常議員の任期は3年とし、毎年その3分の1を改選する。ただし再任を妨げない。

4. 常議員会に議長を置き、議長は常議員のうちから常議員会において選任する。

5. 常議員について、本条に定めのない事項については、第19条の規定を準用する。この場合には同条中「役員」とあるのは「常議員」と読み替えるものとする。

(常議員の職務)

第21条 常議員は、常議員会を組織して、この寄付行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ理事長に対し必要と認める事項について助言する。

(職員)

第22条 この法人の事務を処理するため、総主事およびその他職員をおく。

2. 職員は理事長が任免する。

3. 職員は有給とする。

第5章 会 議

(理事会の招集)

第23条 理事会は、毎年2回理事長が召集する。ただし、理事長が必要と認めた場合、また理事現在数の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、臨時理事会を招集しなければならない。

2. 理事会の議長は、理事長とする。

(定足数および決議)

第24条 理事会は、理事現在数の3分の2以上出席しなければ議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものの、また委任状をもって他の出席者に委任したものは、これを出席とみなす。

2. 理事会の議事は、この寄付行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数を持

って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(常議員会)

第 25 条 常議員会は、この寄付行為に定めてあるもののほか、次の事項を審議する。

- 一．事業計画および収支予算についての事項
 - 二．事業報告および収支決算についての事項
 - 三．不動産の買入れ、基本財産の処分および担保提供についての事項
 - 四．その他、この法人の業務に関する重要事項で理事長において必要と認めた事項
- 2．前 2 条(第 23 条第 2 項を除く)の規定は、常議員会にこれを準用する。

この場合には、前 2 条中「理事会」および「理事」とあるのは、それぞれ「常議員会」および「常議員」と読み替えるものとする。

(議事録)

第 26 条 すべての会議には議事録を作成し、議長および出席者代表 2 名以上が署名押印の上これを保存する。

第 6 章 寄付行為の変更ならびに解散

(変更)

第 27 条 この寄付行為は、理事会および常議員会において、理事および常議員おのおの 3 分の 2 以上の同意を経、かつ群馬県教育委員会の許可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第 28 条 この法人の解散は理事現在数および常議員現在数のおのおの 4 分の 3 以上の同意を経、かつ群馬県教育委員会の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第 29 条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会において理事全員の同意を経かつ、群馬県教育委員会の許可を受けて、この法人に類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

第 7 章 補 則

(施行細則)

第 30 条 この寄付行為についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

付 則

- 1．この寄付行為は、主務官庁の設立許可のあった日から施行する。
- 2．この法人の設立当初の事業計画および会計年度は、寄付行為の規定にかかわらず、その設立許可の日から効力を生ずる。

本寄付行為は昭和 50 年 1 月 18 日より施行する。

本寄付行為は昭和 50 年 5 月 30 日に一部を変更した。(第 1 章総則第 2 条)

本寄付行為は平成 16 年 2 月 10 日に一部を変更した。(第 1 章総則第 1 条)